

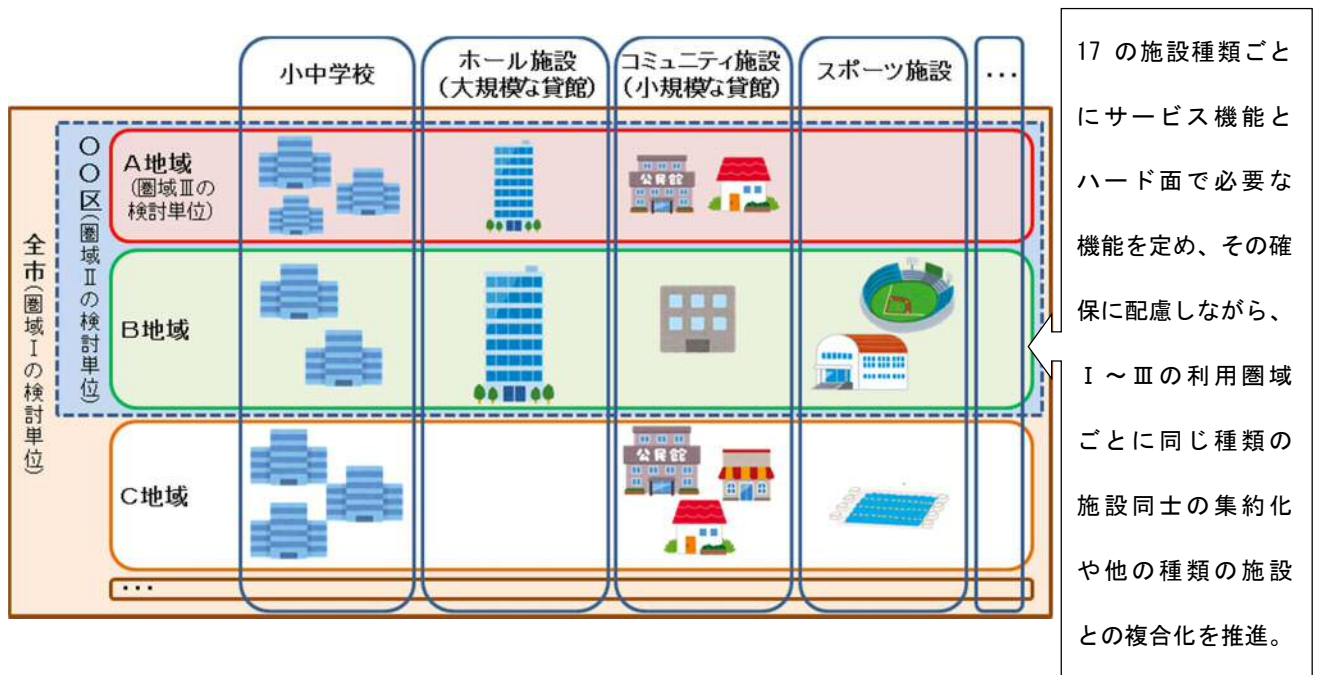
市公共施設の種類ごとの配置方針（素案）について

1. 配置方針の構成

本方針は、大きく二つの部分で構成します。一つは、施設によって全市、区、地域とサービス利用圏域が異なることに着目し、その圏域の中で種類ごとに最適化を図る方針です。これは、利用圏域に対し独自の考え方を持つ一部の施設種類を除き「①全施設共通の配置方針」です。

もう一つは、サービス機能により分類した施設種類ごとにその特性を分析し、施設配置の方向性を定める「②施設種類ごとの配置方針」です。全施設共通の配置方針のもと、たとえばコミュニティセンターや農村環境改善センター、公民館など、設置の目的は異なるものの、地域密着型の貸館サービスを行う施設として分類することで、より実情に即した施設配置の検討を行います。

【 図表1：利用圏域による共通方針と施設種類ごとの配置方針との関係 】



① 全施設共通の配置方針（圏域による最適化）

全施設共通の配置方針は下表のとおりとします。ただし、施設種類によっては利用圏域の範囲が共通方針と異なる場合があります。その場合の考え方は施設種類ごとの方針案に示します。

なお、「地域」の指す範囲は提供するサービスによりさまざまですが、本方針の圏域Ⅲにおける「地域」とは、地域別実行計画の策定単位である概ね中学校区の範囲とします。

全施設共通の方針案：
種類ごとに圏域内での集約化を進めるとともに、他種類との複合化を推進

圏域	方針案	着手のタイミング
I（全市域・11）	施設種類ごとに原則1施設を前提とし、検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> 再編案の検討は方針策定後速やかに着手 再編は長寿命化の時期など、施設異動のタイミングで着手
II（1～3区・59）	施設種類ごとに圏域内での集約化、複合化の検討を進める	<ul style="list-style-type: none"> 方針策定後速やかに（仮）地域別再編案の検討に着手 地域別実行計画の策定は長寿命化の時期など、施設に異動がある地域から優先的に着手
III（地域・634）	<p>以下の視点に基づき、地域別実行計画の策定を通じ地域と検討を進める</p> <ul style="list-style-type: none"> 誰もが利用できる地域密着施設は将来的に原則1か所を目指しつつ、圏域の広さや施設利用率、人口等を勘案し集約化、複合化を図る 特定目的の施設は誰もが利用できる地域密着施設との集約化、複合化を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 方針策定後速やかに（仮）地域別再編案の検討に着手 地域別実行計画の策定は長寿命化の時期など、施設に異動がある地域から優先的に着手

② 施設種類ごとの配置方針（サービス機能に着目した最適化）

施設種類ごとの配置方針では17の種類ごと（図表2参照）に「継続・運用上の工夫」・「多機能化・複合化」・「集約化」の3つの方向性について検討し、該当する項目について今後の方向性を示しています。また、これらの取組の後、「用途転用」の方向性に該当する施設が生じることとなります。

【 図表2：サービス機能により分類した17の施設種類一覧 】

No.	施設種類	施設数	条例上の施設種類	計	圏域		
					I	II	III
1	ホール施設 (大規模な貸館)	15	市民会館(亀田市民会館除く)	6	0	6	0
			文化会館	6	1	5	0
			勤労者会館(テルサ)	1	1	0	0
			生涯学習施設(西川多目的ホール、白根学習館)	2	0	2	0
2	コミュニティ施設 (小規模な貸館)	126	コミュニティセンター	39	0	0	39
			コミュニティハウス	14	0	0	14
			地区公民館	25	0	8	17
			公民館	18	0	0	18
			地区集会場	22	0	0	22
			生涯学習施設(西川多目的ホール、白根学習館除く)	4	1	0	3
			勤労者会館(テルサ除く)	3	0	0	3
			市民会館(亀田市民会館)	1	0	0	1
3	美術館	2	2	0	0		
4	博物館・資料館	15	博物館	1	1	0	0
			地域資料の展示を行う資料館	14	1	6	7
5	文化財的施設	7	建物に文化財的価値のある資料館	7	圏域なし		
6	図書館	39	図書館・図書室	39	1	6	32
7	スポーツ施設 ※小分類の施設数は グラウンドなどハコモノ のない施設も含むため、 スポーツ施設全体の 施設数と一致しない	148	スポーツ施設全体(500㎡以上の建物がある施設)	41	スポーツ施設は 圏域を再設定		
			多目的運動広場	17			
			野球場・ソフトボール場	28			
			ゲートボール	12			
			球技場	5			
			体育館	24			
			武道場	12			
			水泳プール	10			
			陸上競技場	1			
			トレーニング場	15			
			庭球場	24			
8	ひまわりクラブ	121	ひまわりクラブ	121	0	0	121
9	子育て施設	30	児童館	14	1	0	13
			子育て支援センター	16	0	2	14
10	高齢福祉施設	47	老人憩の家	29	0	0	29
			老人福祉センター	12	0	0	12
			その他高齢者福祉施設	6	0	0	6
11	保健福祉施設	26	保健福祉センター	8	0	0	8
			健康センター	14	0	0	14
			社会福祉施設(500㎡以上)	4	1	1	2
12	幼稚園	10	幼稚園	10	0	0	10
13	保育園	87	保育園	87	0	0	87
14	小中学校	162	小学校	106	0	0	106
			中学校	56	0	0	56
15	公設デイサービスセンター	19	デイサービスセンター	19	0	19	0
16	公営住宅	62	公営住宅	62	圏域なし		
17	斎場	5	斎場	5	1	4	0
施設種類ごとの配置方針 対象施設数合計				814			

2. 木崎地域における公共施設の「施設種類ごとの配置方針」（素案より抜粋）

（1）コミュニティ系施設（小規模な貸館）

【該当施設：木崎コミュニティセンター】 利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- コミュニティ系施設は、それぞれ設置目的は異なるものの、貸館機能を有する地域密着型の施設として共通の性格を有しています。
- そのことから、まずは、公平にサービスを提供する仕組みを整えるとともに、運営面での改善を進めることなどにより利用率の向上を図ります。
- また、施設を安全に利用できる間は有効活用を図りつつ、将来的には、地域における活動に必要な拠点の確保を基本とし、原則地域に1施設をめざし、集約化など再編を進めます。
- ただし、再編の検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。
- また、特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

(2) 小中学校

【該当施設：木崎小学校、木崎中学校、(笹山小学校)】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 子どもたちが公平で良好な教育環境で学べるよう、すべての小中学校は適正規模であることが望ましいと考えます。
- 適正配置を進めるにあたっては、小規模校は統合を基本に、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などで対応することとしますが、学校や地域にはさまざまな状況がありますので、それぞれの学校の実情に応じて協議します。
- 学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの拠点となっており、地域の皆さんにとって学校の適正配置は大きな課題です。
- 学校適正配置については、本市が進めている教育のあり方について地域（通学区域）の皆さんと十分意見交換を行い、地域の合意をもとに進めていきます。
- 小規模の中でも複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校、また大規模校の中でも教室の不足が見込まれる学校など、学校適正配置を進める緊急性の高い学校から協議を始めます。
- また、適正配置の検討について要望が強い地域や、校舎の老朽化など、施設の安全を確保するため整備が必要な場合は、優先して協議を始めます。
- 施設の利活用については、教育活動が実施されていない時間や場所において、市民の文化スポーツ活動の場や、放課後児童クラブ、ふれあいスクールなどに活用されています。今後も他都市の事例を参考にして、各校の教育活動や学校運営に支障がないよう、利活用のあり方について検討していきます。

(3) ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）

【該当施設：木崎ひまわりクラブ】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 「新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、遊びおよび生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画を児童1人につきおおむね1.65㎡以上確保する必要があります。今後も利用児童数の増加に対応し、小学校内の余裕教室の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら放課後児童クラブの整備を行います。
- 放課後児童クラブを整備するうえで、立地条件を以下とします。
 - ① 小学校の余裕教室の活用や小学校更新時などの複合化を第一に優先します。
 - ② 余裕教室が生じる見込みのない場合は、まず、小学校敷地内での整備を検討します。
 - ③ 小学校敷地内での整備が見込めない場合、近隣の既存公共施設や民間施設の活用を検討します。
 - ④ 近隣の既存公共施設や民間施設の活用が見込めない場合、近隣の公共用地での整備を検討します。
- 余裕教室の活用は、小学校の大規模改修などの予定がある場合はそれに合わせて改修を検討します。
- 小学校の敷地内などに整備する場合は、将来の利用需要を考慮した上で、適切な規模を検討します。

(4) 保育園

【該当施設：木崎保育園】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 待機児童の発生、保育ニーズの増加が見込まれる地域では定員拡充を行う一方、定員割れ、保育ニーズの減少がみられる市立施設は廃止、統合を検討します。
- 市立の役割について真に市立で求められるものに限定し、市全体の保育の質の向上に向けた機能を強化します。
- 保育サービスの提供は、民間の力を最大限活用します。老朽化した市立施設については、廃止・民営化・統合・建替えなどを進めます。

(5) 博物館・資料館

【該当施設：横井の丘ふるさと資料館】利用圏域：Ⅲ（地域）

今後の施設配置の方向性、運営改善の方向性

- 博物館は歴史資料を収集保存し調査研究することを目的とする施設であり、資料館は地域の歴史資料の展示を主な目的とする施設であり、機能及び役割が異なるため、それぞれの施設状況及び地域の実情（利用圏域及び地域別実行計画）に合わせた検討が必要となります。
- 地域を利用圏域としている施設については、地域別実行計画の策定を通じ地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。
- 資料館の一部は、歴史講座や総合学習の場としても活用されていることを踏まえ、施設再編を検討する際には地域や区内に存在する生涯学習施設や公民館、図書館など、調和する施設との統合による多機能化も含めて検討します。
- 年々収蔵品が増え続けていることから、収蔵品の増大を招かないよう、民具等収集のあり方や寄贈時の条件について検討するとともに、収蔵庫の集約による収蔵スペースの効率化や収蔵環境の適正化など収蔵品の保管のあり方についても整理・検討します。